

Topics | トピックス

- ◆ **【年金制度改革法案情報 1】** 年金制度改革法案が修正案の再提出を経て今国会成立へ
- ◆ **【年金制度改革法案情報 2】** 年金制度改革法案「基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライド調整期間の一致」に係る動向
- ◆ 2024年度の現金給付総額の平均額は349,388円で3.0%増
～厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和6年度分結果確報」～
- ◆ 氏名の振り仮名を変更するときは年金関連の手続きが必要
- ◆ 2025年3月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で83.8%

◆ **【年金制度改革法案情報 1】** **年金制度改革法案が修正案の再提出を経て今国会成立へ**

5月16日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」（以下、年金制度改革法案）が予定より約2カ月遅れての閣議決定後、第217回通常国会に提出された。改正法案の概要は下記のとおり。なお、基礎年金のマクロ経済スライド調整を早期に終了して厚生年金の調整期間と一致させることについては、5月16日時点では改正法案には盛り込まないこととしていた。20日の衆院本会議の質疑では、石破茂総理大臣はこの件について、「財政検証の結果、年金財政は前回改正時より好転が見込まれマクロ経済スライドを発動する必要性がないことから、具体的な仕組みを今回の法案には規定しない」と言及していた。また、厚生年金の積立金を使うことが「流用」ではないかと意見が多かったことも盛り込まないとした一因であるとしていた。しかし、27日に行われた自民党・公明党・立憲民主党の3党による党首会談で、修正案に盛り込むこととなった。修正された年金制度改革法案は同月30日に衆議院を通過し、6月22日の会期末までに今国会で成立する見込みとなった。

【改正の趣旨】

働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築する。

また、高齢期における生活の安定を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の段階的引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ等の措置を講ずる。

【改正の概要】

項目	概要	施行期日
被用者保険の適用拡大等	① 賃金要件を撤廃し、企業規模要件を2027年10月1日～2035年10月1日の間に段階的に撤廃する。	<賃金要件> 公布から3年以内の政令で定める日 <企業規模要件> 2027年10月1日～
	② 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とする。	2029年10月1日
	③ 労働者の保険料負担を軽減するために労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援する。	2026年10月1日
在職老齢年金制度の見直し	支給停止となる収入基準額を51万円（令和7年度価格）から62万円に引き上げる。	2026年4月1日

項目	概要	施行期日
遺族年金の見直し	① 18歳未満の子のない20～50代の配偶者を原則5年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とする。	2028年4月1日
	② 子に支給する遺族基礎年金について、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止に係る規定を見直す。	2028年4月1日
厚生年金保険等の標準報酬月額 の上限の段階的引上げ	上限額を現在の65万円から75万円に段階的に引き上げる(68万円→71万円→75万円)とともに、最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールを導入する。	<65万円→68万円> 2027年9月1日 <68万円→71万円> 2028年9月1日 <71万円→75万円> 2029年9月1日
私的年金制度の見直し	① 個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限を70歳未満に引き上げる。	公布から3年以内の政令で定める日
	② 企業年金の運用の見える化(情報開示)として厚生労働省が情報を集約し公表する。	公布から5年以内の政令で定める日
その他の改正	① 老齢厚生年金の配偶者加給年金額を見直す。	2028年10月1日
	② 再入国の許可を受けて出国した外国人について、この許可の有効期間内は脱退一時金を請求できないこととする。	公布から4年以内の政令で定める日
その他の時限措置の延長	① 障害年金の直近1年要件 2036年4月1日前に初診日がある場合も引き続き適用できるように時限措置の10年延長を行う。	公布日
	② 国民年金の納付猶予制度 2035年6月までの間も利用できるように時限措置の5年延長を行う。	公布日
	③ 国民年金の高齢任意加入 1975年4月1日までに生まれた、老齢基礎年金の受給権を有しない者も利用できるように延長を行う。	公布日
	④ 報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整 2020年改正法附則による公的年金制度の所得再分配機能等の検討を引き続き行うに際して社会経済情勢の変化を見極めるため、次期財政検証の翌年度(2030年度を予定)まで継続する。(5月16日国会提出時点) ↓ 4年後に予定されている財政検証で基礎年金の水準低下が見込まれる場合は、基礎年金と厚生年金の調整期間の一致のため必要な法制上の措置を行う。この場合、厚生年金の給付水準が一時的に下がることへの影響に対する緩和措置を行う。(5月28日国会へ再提出時点)	公布日
	⑤ 離婚時の年金分割の請求期限 2年から5年に伸長する。	公布から1年以内の政令で定める日

◆【年金制度改正法案情報2】

年金制度改正法案「基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライド調整期間の一致」に係る動向

年金制度改正法案が5月16日に国会に提出されてから、修正案が今国会で成立するまでの間、議論の中心となっていた“基礎年金のマクロ経済スライド調整期間を早期に終了させ厚生年金の調整期間と一致させる事案”（以下、基礎年金の底上げ措置）についての動向を振り返る。

<5月16日> 年金制度改正法案が国会に提出される

基礎年金の底上げ措置については、改正法案には盛り込まず、次期財政検証（2029年度を予定）の翌年度（2030年度）まで、マクロ経済スライド調整を継続することを法案に規定した。

<5月17日> 改正法案に基礎年金の底上げ措置が盛り込まれていないことに対して各党が意見を述べる

公明党・斉藤鉄夫代表

就職氷河期世代の将来の年金を十分確保するために、基礎年金の底上げ措置は必ず行わなければならない。

立憲民主党・野田佳彦代表

改正法案に基礎年金の底上げ措置が盛り込まれていないなど、法案として不十分だ。修正案を提出するために協議を行い今国会で法案を成立させたい。

国民民主党・玉木雄一郎代表

法案として不十分。党として修正案を国会に提出したい。

<5月20日> 年金制度改正法案に関して国会で審議が開始される（衆院本会議）

公明党・濱地雅一議員

経済状況が好転しない場合に厚生年金の積立金を基礎年金に活用する政府の当初案には一定の理解を示してきたが、同案が見送られた理由は何か。

立憲民主党・井坂信彦議員

財政検証の結果によると基礎年金の水準は、2057年には3割も減ることになる。それがわかっていながら、なぜ基礎年金の底上げ措置を削除したのか。減り続ける年金に対して何も策を講じなかったことにより生活保護の受給者が増えるなどということはあってはならない。政府は現役世代の老後の貧困についてどう対策するのか？

石破茂 総理大臣

経済が好調に推移しない場合の「備え」として、基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了を検討してきた。しかし、財政検証の結果、年金財政は前回の改正時よりも好転が見込まれている。今後も経済が好調であればマクロ経済スライドを発動させる必要がない。次の検証結果で適切に検討し、必要な対応を講じることとしたため、今回の改正法案には規定しなかった。

改正法案には、被用者保険の適用拡大により将来の受給者の給付を充実させ、在職高齢年金制度の見直しにより現在の受給者の年金を増額するなどの措置を盛り込んでいる。年金制度の機能強化を図ることで対応していきたい。

立憲民主党・井坂議員

これまでも厚生年金の資金は厚生年金の報酬比例部分と基礎年金部分に分割して投入されてきた。今後は基礎年金への投入割合を増やそうということではないのか。そうでなければ国庫負担分が増えるのではないか。

石破 総理大臣

現行制度でも行っている厚生年金の積立金の基礎年金への活用をさらに行うことは、基礎年金の給付水準を上げることを目的とするものだが、ほぼすべての厚生年金受給者の給付水準も上昇することが見込まれる。しかし、厚生年金の積立金を使うことに「流用」ではないかといった意見もあり、今回の法案には具体的な仕組みを提出しないこととした。給付水準は今後の経済状況で変わり得ることから、次の財政検証の結果を踏まえ、対応が必要な場合は適切に検討し、必要な措置を講じる。

立憲民主党・井坂議員

仮に基礎年金のマクロ経済スライドを早期終了させ基礎年金の底上げ措置を実施した場合、現在60歳・50歳・40歳・30歳・20歳の厚生年金被保険者が一生にもらえる年金額はどのくらい増えるのか。

福岡資麿 厚生労働大臣

法案で具体的な仕組みを規定していないので試算は難しいが、モデル年金で平均余命まで受給するとした場合、実質1%の成長を見込んだケースでは、年金受給総額がマイナスになる人はいない。実質ゼロ成長を見込んだケースでは、男性で現在62歳以下、女性で66歳以下の人は年金受給総額が増加する見込みで、年代別で夫婦（モデル年金）の年金受給総額を試算すると、現在60歳の人で99万円、50歳で389万円、40歳で541万円、30歳で546万円増加する見込みとなる。

<5月26日> 自民・公明・立憲民主3党で修正協議を行う

3党は修正協議を行い、基礎年金の底上げ措置を将来的に実施する案に大筋で合意した。今後は各党で月内の衆院通過に向けて手続きを進める。

<5月27日> 自民・公明・立憲民主3党で改正法案修正に合意する

自民党（石破総裁）と公明党（斉藤代表）、立憲民主党（野田代表）の3党首が国会内で会談し、基礎年金の底上げ措置を将来的に実施する案に「正式合意した」。

修正案の趣旨

4年後に予定されている財政検証で基礎年金の水準低下が見込まれる場合は、底上げ措置を講じる。この場合、厚生年金の給付水準が一時的に下がることへの影響に対する緩和措置を行う。



社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案に対する修正案要綱

第一 法制上の措置等の規定の追加

- 政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、この法律の公布の日以後初めて作成される財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法に規定する調整期間の見通しと厚生年金保険法に規定する調整期間の見通しの間に著しい差異があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により老齢基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給権者の将来における老齢基礎年金の給付水準の向上を図るため、国民年金法第十六条の二第一項の調整と厚生年金法第三十四条第一項の調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行うものとする。

（附則新第三条の二第一項関係）

- 政府は、一の法制上の措置を講ずる場合において、老齢基礎年金の額及老齢厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じなかったとしたならば支給されることとなる老齢基礎年金の額及老齢厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（附則新第三条の二第二項関係）

第二 施行期日

- 第一は、公布の日から施行すること。

<5月28日> 修正案が国会に提出される

自民・公明・立憲民主の3党は、基礎年金の底上げ措置を盛り込んだ修正案を国会に共同で提出し、衆議院厚生労働委員会で審議入りした。

<5月30日> 衆議院を通過、今国会で成立

年金制度改正法案（修正案）が衆議院を通過し今国会での成立の見通しとなった。

◆2024年度の現金給付総額の平均額は349,388円で3.0%増 ～厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和6年度分結果確報」～

厚生労働省は5月22日、「毎月勤労統計調査 令和6（2024）年度分結果各報」を公表した。これによると、2024年度の現金給与総額の平均額[※]は349,388円で前年度より3.0%増加した。額が最も大きい産業は「電気・ガス業」で609,804円、最も小さい産業は「飲食サービス業等」で141,183円であった。また、前年と比べて増加率が最も大きいのは「鉱業、採石業等」で7.6%増、最も小さいのは「複合サービス業」で0.2%増であった。現金給与総額の平均額を雇用形態でみると、一般労働者は455,726円、パートタイム労働者は112,637円で、その差は343,089円となった。

月間の実労働時間及び出勤日数の平均[※]は136.3時間（前年度比1.2%減）・17.6日（前年度と同様）であった。労働時間が最も長い産業は「運輸業、郵便業」で164.1日、最も短い産業は「飲食サービス業等」で88.3時間であった。就労日数が最も多い産業は「建設業」で19.7日、最も少ない産業は「飲食サービス業」で13.4日であった。月間の実労働時間と出勤日数の平均を雇用形態でみると、一般労働者は161.6時間・19.3日で、パートタイム労働者は79.9時間・13.6日であった。

労働異動率の平均[※]は、入職率2.02%（前年度比0.11ポイント減）、離職率1.92%（同0.08ポイント減）であった。これを雇用形態別にみると、入職率は一般労働者が1.48%（同0.02%減）で、パートタイム労働者が3.23%（同0.24ポイント減）であった。離職率は一般労働者が1.44%（同0.03ポイント減）で、パートタイム労働者が2.99%（同0.16ポイント減）であった。

※数値は事業所規模5人以上のもの。

◆氏名の振り仮名を変更するときは年金関連の手続きが必要

戸籍法（昭和22年法律第224号）および住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の改正が5月26日に施行された。これに伴い、本籍地の市区町村長から順次、戸籍・住民票に記載される予定の「氏名の振り仮名」が通知される。通知された「氏名の振り仮名」を変更・訂正する届出を行った場合、次のとおり年金に関する手続きが必要になる可能性がある。

【年金受給者の手続き】

年金の受取先金融機関の口座名義（フリガナ）の変更手続きが必要となる。年金を受け取る金融機関の口座名義が、変更後の氏名の振り仮名と相違していると、年金の支払いが一時的に止まることがある。

⇒金融機関の口座名義（フリガナ）の変更手続きが必要。

【国民年金第1号被保険者の手続き】

① 国民年金保険料を口座振替により支払っている被保険者

口座振替の変更手続きが必要となる。市区町村から通知された戸籍の氏名のフリガナを変更しても、国民年金の口座振替依頼の名義は自動的に変更されない。

⇒届出書：「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書兼還付金振込方法（変更）申出書」

② 国民年金保険料を納付書により納付している被保険者

未納期間がある場合は、変更後の氏名で国民年金保険料の納付書が再発行される場合があるため、重複納付とならないよう注意が必要。なお、「氏名の振り仮名」変更前、変更後のいずれの納付書でも納付は可能。

※健康保険被保険者の手続き

加入している健康保険（健康保険組合、協会けんぽなど）より、マイナ保険証を保有していない被保険者のための資格確認書が発行されている場合は、変更後の「氏名の振り仮名」で資格確認書が発行される。

◆2025年3月末現在の国民年金の月次保険料納付率は 3年経過納付率（最終的な納付率）で83.8%

厚生労働省は5月30日、2025年3月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2022年3月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.3ポイント増の83.8%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は770万月で、納付月数は646万月。

【2023年3月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.2ポイント増の84.8%であった。納付対象月数は754万月で、納付月数は640万月。

【2024年3月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は82.9%であった。納付対象月数は765万月で、納付月数は634万月。

なお、都道府県別に見ると、納付率が最も高いのは、3年経過納付率で島根県の92.6%、2年経過納付率で島根県の92.8%、1年経過納付率で新潟県の91.%となった。